

農村自治の構造と論理

↓岩手県紫波町志利地区の現状分析から↓

岩手大学人文社会科学部 佐藤 正

(一) 現代の農村自治の構造と論理を考察する場合、現代の日本社会が第二次大戦後の民主改革と経済の高度成長を經過する過程で、第二次大戦前とその構造を根本的にかえていることを前提としておく必要があることはいうまでもない。経済過程では、多国籍企業化した巨大資本と国家との一体化は一段と強化され、かつこの国家独

占資本主義の国際機構を媒介に、経済の国際化も著るしく進展しているが、この独占の論理とは一見矛盾する形で、アジア社会としての特質を保持していた日本社会も、いわゆる市民社会としての潤滑を一層深刻化させている。この市民社会的構造の深化が、貨幣を媒介とした欲得づくの利害をもとに人間関係をとり結ぶ資本―賃労働関係の拡大・発展を基礎としていることは、まず第一に確認する必要がある構造問題である。現代に於て、巨大資本が発展した農工分野の中で日本農業の本格的な現代的再編成を放棄して推進した先進資本主義国および発展途上国からの農産物輸入の拡大により、アジア的零細農耕制を克服しえていない日本の小農経営は、その約九〇%が農業外の賃金兼業に従事し、資本の労働市場に包摂されるにいたっている。また現代の農村は全国的に、工業・商業・信用部門などの資本主義的編成をその内部に包含している。このことは現代の農村を市民社会構造を基本に分析しなければならない基礎的条件である。この構造は、農村自治を分析する場合、理論的にはその上部構造である地域性をもつ基本的人権実現の基礎単位としての地方自治の視角から検討を深める必要性を生じさせている。

しかし、この基本視角からみる場合、一般論として、資本主義と人類の共同体との関係を歴史的に総括する視角を必要としていることに留意しておかねばならない。資本主義は、人間関係を物象化し、共同体を解体しつくすことを内面の論理としているがそのことは、人類が類的存在として直接的な人格関係を維持する必要そのものを否定したわけではなく、それを社会構造の中で潜在化させたにすぎ

ないものとして解しておくことが重要である。ここでは、個々人の尊厳を基礎とする直接的な人間関係は、巨大資本との対抗の関係でそれを媒介に再生され、維持される。

特にすでに述べた条件の下で、農業が資本主義的生産様式―経営様式の形態をとらず、特殊日本的形態での農民的土地所有にもとずく、小農民的生産様式が支配的である日本の農村では、資本の論理にもとずく共同体の解体の側面を支配的な契機としながら、同時に、この生産の様式に根拠をもつ、小農民が人格的な相互依存関係を保持する必要性を発生させている。現代に於て、むら、が問題とされるのは、この意味に於てであり、現代の、むら、は身分的關係を媒介に結合されるものではない。しかし、この、むら、は、それが直ちに、地方自治と同一のものではありえない。現代の農村自治は、小農民の生産様式の存続によつて生じる、むら、と、市民社会的構造の論理に規定される地方自治との二重の重層的構造をもつものとしてとらえねばならない。

しかも、日本の農村内部では、小農民自身の存立条件が総括的に国家独占資本主義の政策誘導により破壊される一方、日本の地方自治も、国家独占資本主義の全体機構の中で、地域の利害の実現をも人権の一部として確認する本格的な地方自治の成長を阻止されている。現代の農村では、巨大資本と官僚機構との対抗の中で、農民が主体性をもつて、むら、を維持すること、真の地方自治を確立するという二重の課題が、相互に關係を持ちながら存在している。ここに現代の農村自治の構造と論理の中心点があるといえよう。

(一) 高度に発達した現代日本資本主義の下で、都市と区別される主として農民が生産し、生活する地域としての農村に於ける農村自治の構造と論理はごく一般的には以上のようにとらえられるが、この前提に立つ限り、農村の自治に関しては、その**主体**とその**組織**の展開が分析の対象とされねばならない。農村自治の主体は、一般的に総括すれば労働者であり農民である。しかし、この主体を意識の側面からとらえると、日本の封建制の特殊な解体過程や政治変革のあり方、また二〇世紀初頭に於て資本主義の確立をみるという経済構造の特殊性やアジア的な諸思想・宗教の伝統の歴史性から、思想的に**市民社会意識が成熟して**いるわけではなく、**基本的人権の思想の確立が弱く**、さらに中産階級的思想の根強い影響が存在する。このアジア的な後進性が、現代資本主義に全面的に利用されているところに大きな課題を残している。農村自治の分析には、この歴史的視角が重要である。

この構造の中での問題点は、**主体的にみれば都市との関連もふくめて、労働運動の展開が弱く、農民運動の成長が鈍く**れていることである。この条件の中で、市民社会構造的な農村の中で、**むらづくりの主体として一定の意義をもつ農業協同組合運動も、それなりの成長と同時にその限界をみせており、また、国家が地方自治体の官僚的統制を通じて、農業協同組合運動を、政策誘導の下部機構として位置づけている場合も一般的にみうけられる。農村自治の確立には、労働者や農民の階級の運動の成長に加えて、協同組合運動を成長させ、それを、むらづくりの主体とし、同時に基本的人権**

の実現する地方自治確立の一つの塔に変革することが求められている。

では、以上の全体的な配置の中で、単位協同組合の協同活動を前進させることが、どのような意識をもち、その限界がどこに生じるか、**両田利用再編対策の進行の中で、新しい、むらづくりを進めている岩手県紫波郡紫波町の志和農業協同組合の協同活動の分析を通じて、地方自治体と農業協同組合運動の相互関係についてその実態を示すことにしたい。**

(二) 岩手県紫波郡紫波町志和地区は、日本の三大杜氏の一つである**南部杜氏の産地**で、奥羽山系の西麓、北上盆地に存在する稲作地帯である。この地区は旧志和村の区域であり、昭和三〇年に七町村の合併により紫波町の一地区となった。この地区には、志和農業協同組合があり、昭和三〇年に二〇の集落に部落実行組合を組織し、昭和三十五年から「志和地区農業近代化計画」の策定による地域農業の振興、現代化に取り組み、昭和五二年には、機械化段階に於ける有畜複合経営の確立を目標として、むらづくりの主体として重要な役割りを果たしている。これらの**諸計画は、基本法農政の内的批判**であり、その意味では自主性のある協同活動が展開され、現代でも八一六戸の組合員戸数のうち六〇%の農家が家畜を飼育し、日本的な有畜農業を軸とした地域農業づくりを進めている。畜産の主体は和牛の繁殖と肥育、ホルスタイン種の肥育、養豚の繁殖、肥育である。この地区では、昭和四十二、三年を面期に、南部杜氏から在宅通勤兼業への転換がなされ、昭和五四年二月では専業農家

七・一多、第一種兼業農家五八・三多、第二種兼業農家三四・六多となつてゐる。稲作を基礎に疎菜・果樹を加えた有畜複合経営の展開が、第一種兼業農家の比重を高める条件となつてゐる。

この地区で昭和五十四年八月に、農民全館が完成し（農家の一戸平均農協出資額、五四年三月末四四・六万円、五七年度末六三・五万円）現在、組合員数増、簡便式場、文化サークル活動の拠点となり、農協運動の新しい局面が開かれてゐる。また、昭和五十四年十二月には、岩手県・紫波町、農協県中央会が推進した町内七農協合併案を七〇多の組合員の反対で否決し、これを契機に組合員の主体性が著るしく成長し、農協の民主的運営が深まり、地方自治体の行政指導との関係でも、地域あるいは、むら、としての自立性を強めている。この報告では、この志和農協の活動を昭和五〇年以降を中心に分析し、現代に於ける農村自治の構造と論理を検討することとしたい。